



平成25年4月12日

各位

会社名 株式会社フォンツ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小野間 史敏
(JASDAQコード: 3350)
問合せ先 IR/広報担当 丹藤 昌彦
(050-5808-5551)

※平成25年4月15日より下記電話番号に変更になります。
(新 TEL050-5835-0966)

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）
に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社以外の全株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権無償割当てによって調達した資金の一部は、平成25年4月8日付で「新たな事業の開始及び信託受益権（固定資産）の取得に関するお知らせ」（以下「新規事業に関するプレスリリース」といいます。）で公表いたしました、当社が組成し匿名組合出資をする合同会社（以下「SPC」といいます。）による既存ホテルを信託財産とする信託受益権（固定資産）の取得等に当てられる予定です。

なお、本新株予約権無償割当てにつきましては、平成25年4月24日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）において、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更案が承認可決されることが効力発生条件となります。定款の一部変更及び本臨時株主総会の議案の詳細については、平成25年3月6日付で公表いたしました「決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ」及び「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、株主の皆様におかれましては、後日当社にて公表させていただきます「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」をご参照いただき、本新株予約権無償割当ての内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(1) 本新株予約権無償割当ての目的

① 当社グループの事業及び事業提携に向けた協議の経緯

当社グループは、インディーズ音楽分野における CD のディストリビューション事業を主たる事業とし、音楽配信、実売データの提供・販売、CD の企画・制作及び販売、並びにそのアーティストに関するイベント企画、セミナー等の企画運営等のソリューション事業を行っております。しかしながら、ここ数年の音楽市場においては、特定のアーティスト以外の音楽 CD の売れ行きは決して楽観出来るものでなく、ディストリビューション事業においてビジネスモデルの変革・深化が必要となっております。

また、当社グループは、平成 25 年 1 月 9 日付プレスリリース「事業の一部撤退に関するお知らせ」で公表いたしましたように、ソリューション事業における一部事業を廃止し、今後はソリューション事業においても新たな分野に経営資源をシフトさせることを進めております。

このような状況下、当社グループは「新中期経営計画 QOL2015」を策定いたしました。これは、QUALITY of Life/Living（生活の質）の改善・向上をイメージし、我々の事業領域として取組み可能な分野とその規模感を設定するものであります。これを基礎として、既存事業の深化、新しい需要の創造を狙い、新たな事業領域へのチャレンジを掲げ、広く社会から信頼される企業となることを目指し、更なる各事業領域の深化と拡大を図ってまいります。

具体的には、当社グループがサポートするアーティストによる東南アジアへの進出を中心とした海外展開や、海外において成功しているエンターテインメントや飲食関連、E コマース、ホスピタリティビジネス等の日本での展開といった新規事業分野への参入を企図しております。当社は、これらを推進していくためには、当社グループの企業コンセプトや事業ポートフォリオと共通項の多い海外の企業との連携が一つの重要な要素となると考えてきました。かかる状況の中、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収株式会社（以下「ミネルヴァ債権回収」といいます。）も当社の取組みを認識し、同社と協議を重ねてきました。その結果、Red Planet Holdings Pte Ltd（以下「RPH 社」といいます。）との提携の機会を得、ミネルヴァ債権回収が平成 24 年 12 月 5 日付で当社の A 種優先株式 91,700 株（RPH 社は、平成 25 年 1 月 9 日付で A 種優先株式 91,700 株全てを普通株式に転換しております。なお、当社は、平成 25 年 3 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株を 100 株にする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を実施しておりますので、本日現在、RPH 社の保有する当社の普通株式は 9,170,000 株となっております。）を RPH 社に譲渡することによって、当社は、RPH 社との連携に向けた協議を開始しました。

②新規事業の開始

新規事業に関するプレスリリースで公表いたしましたとおり、当社は RPH 社と業務提携を行い、新たな事業を開始することといたしました。

まず、当社は、リミテッドサービスホテルの運営事業を日本で展開することとなりました。リミテッドサービスホテルとは、ホテルに求められる全てのサービス・機能をもつフルサービスホテルに対して、ビジネスホテル等、ホテルに求められるサービス・機能を限定することによりコストを抑え安価な宿泊料金を提供するホテルをいいます。RPH 社及びその親会社でホテル運営を行っている Red Planet Hotels Limited は、格安運賃で航空券を提供する LCC（ローコストキャリア：サービスを限定することで格安な運賃で航空券を提供する航空会社）に一部出資を行い、そのノウハウを導入して主にタイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン等の東南アジアエリアで“Tune（チューン）”ブランドの名称でリミテッドサービスホテルを運営し、急速に成長を遂げています。そこで、当社は、RPH 社との業務提携を通じてリミテッドサービスホテルの運営事業を日本で展開することとしております。

また、RPH 社は、その親会社である Red Planet Hotels Limited とともに、主に東南アジアを中心として、一般消費者向けにピザの宅配やコーヒーショップのチェーン店等の飲食業、上記した Tune Hotel ブランドにより運営中の宿泊業、35 万人強の会員を擁する IQdeal 社 (<http://iqdeals.com/th/homepage>) による E コマースを通じてコスメティックグッズ・アクセサリ・ファッションアパレル等のオンラインによる小売等を行っている Red Planet グループの一員であり、当社は、業務提携を通じて、その実績とノウハウを今回の連携に活かしていく予定です。

具体的には、当社は、IQdeal 社が東南アジアエリアで展開している E コマース事業に対して、所謂、“クール・ジャパン”関連の商品（①当社グループがサポートするアーティストのグッズ等、②新興アパレル商品、③生活雑貨等）を供給するといった新たな事業展開について取組んでいくとともに、日本市場のニッチマーケットにおけるディストリビューション事業での強みを活かし、自らの東南アジア事業を強化する予定です。さらに、当社は、RPH 社が東南アジアエリアで実績をあげている各種事業を日本においても広げていきたいと考えております。

そこで、当社グループは、本新株予約権無償割当てによって得られる資金をこれらのホテル事業をはじめとする新規事業に投入いたします。

特に、下記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」のとおり、RPH 社のノウハウを取り込んだリミテッドサービスホテルの開業に向けて、本新株予約権無償割当てによる調達する資金の約9割を、SPCを通じて沖縄の既存ホテルを取得する資金に充当する予定です。ホテル事業は装置産業であり、長期に固定化する資金となるため、かかる性質の資金については、一部は借入でまかなえるものの、一部は自己資本でまかなうことが望ましく、本新株予約権無償割当てにより自己資本を

充実させることで、金融機関からの借入れのみに依存することなく、事業拡大を図ることが可能となると考えております。

また、今後は、当社グループの主力事業である音楽関係に伴うアーティストのグッズ等の仕入れに加えて、Red Planet グループが運営する E コマース事業の活用及び開発、生活雑貨、コスメ、洋服及び小物等の仕入れや、小売業等の初期投資も必要となるため、本新株予約権無償割当てによる調達資金の残額については、これらの資金に充当することを考えております。

③事業分野の再構築

以上の新規事業開始の結果として、当社グループでは、従来から行っているディストリビューション事業及びソリューション事業並びにホテル事業をはじめとする新規事業を、(i) 音楽市場等をマーケットとする事業（ディストリビューション事業）、(ii) Food & Beverage 関連事業及びオンラインによる小売業（ソリューション事業）、並びに (iii) ホテル事業の 3 つの収益基盤に分類し直し、「新中期経営計画 QOL2015」を達成すべく新たな事業の拡大を図っていきたいと考えております。

④自己資本の充実

当社グループは、「新中期経営計画 QOL2015」の中にも掲げております事業領域を拡大し、上記のホテル事業を含む 2 つの収益基盤（ディストリビューション事業及びソリューション事業）を展開していくためには、自己資本の充実が不可欠であり、当社グループのさらなる成長ステージに向けて資本基盤の拡張が重要であるとともに不可欠な課題と認識しております。また、新規事業に係る資金の調達について、金融機関からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性があるため、大株主である RPH 社による権利行使が見込める本新株予約権無償割当てによることが、当社の財務基盤を安定化させ、ひいては企業価値の向上につながるものと考えております。

⑤株式の流動性の向上

当社の発行済株式総数(平成 25 年 4 月 12 日現在)は、27,789,400 株(自己株式 50,100 株を含む。)、平成 25 年 2 月末時点における株主数は 3,706 名という状況であり、今後、大規模な資本政策を実現するに際しては、株主数及び発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることも、重要であると考えております。

本新株予約権無償割当てでは、本新株予約権及び本新株予約権の行使後において発行される株式の一部については、市場で売買されることが想定されており、また、本新株予約権無償割当てで割当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合は、当該発行済株式総数は 55,528,700 株となります。当社株式を 9,170,000 株（発行済株式総数に対する割合 33%）保有する RED 社は、下記「(3) 大株主の行使の見込み等 ① RPH 社の方針」記載のとおり、市場において本新株予約権を追加で取得し、市場の状況によっては当社の親会社となる可能性も視野に入れておりますが、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収(当社株式を 11,879,100 株保有)、

下記「(3) 大株主の行使の見込み等 ②ミネルヴァ債権回収の方針」に記載のとおり、本新株予約権を行使せず市場にて売却する方針であるため、同社に割当てられた本新株予約権の全てが市場を通じて流通することになります（本新株予約権無償割当てに係る本新株予約権の全てが行使された場合、行使期間経過後のミネルヴァ債権回収の持株比率は21.3%となる見込みです。）。この結果、当社の平成25年3月21日現在の株主は、当社の総議決権に対する議決権割合43%（11,879,100株）を有するミネルヴァ債権回収、及び当社の総議決権に対する議決権割合33%（9,170,000株）を有するRPH社以外の株主は、議決権割合が2%以下という状況ですが、上記のRPH社及びミネルヴァ債権回収の方針が実行されれば、遅くとも本新株予約権の行使期間満了日までの間に、RPH社が第1位株主、ミネルヴァ債権回収が第2位株主となり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる可能性があります。

以上のとおり、本新株予約権無償割当ての結果としてRPH社とミネルヴァ債権回収の2社が大株主であるという株主構成には変更は生じない見込みであるものの、本新株予約権無償割当てにより発行済株式総数の増加、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加が見込まれます。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、本新株予約権無償割当ての決定に際し、下記のとおり、本新株予約権無償割当てと他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、本新株予約権無償割当ては、当社株式の取引状況・既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ、新規事業に係る資金調達を行い財務基盤を安定させることとなる方法であること、その結果としてRPH社が親会社となり、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなる可能性があるものの、そのことは企業価値の向上に資するとともに、不利益とはならないことから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

- ① 新規事業に係る資金の調達について、金融機関からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性がある。
- ② 公募増資は、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手法としてとり得ない。
- ③ コミットメント型のライツ・オファリングは、上記②の公募増資と同様に、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、また、過去に実施された事例が存在しないため、より長期の期間と多額の費用が必要となる可能性がある一方、ノンコミットメント型のライツ・オファリングはすでに事例が存在するため、そのような懸念が少ない。
- ④ 第三者割当増資と比較すると、第三者割当増資は既存株主に対する希薄化の影響

が大きくなることが懸念される一方、全ての株主（当社を除く。）に対して本新株予約権を割り当てる方式である本新株予約権無償割当ては、新株予約権の割り当て時点においては希薄化の影響を既存株主に対して与えることなく、また、本新株予約権無償割当ては新株予約権を上場させるものであるために新株予約権を市場で売却する機会が存在し、結果的には新株予約権を行使しない既存株主に希薄化に伴う影響を回避する選択肢を提供した上で、資金調達ができる。

- ⑤ 新株予約権を上場させない非上場型の株主割当増資と比較すると、非上場型の株主割当の場合、株主が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使しない既存株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的となる一方、本新株予約権無償割当てでは、既存株主が新株予約権を売却する機会が与えられる。
- ⑥ 下記（３）及び（４）のとおり、本新株予約権無償割当て及び RPH 社による新株予約権の行使及びミネルヴァ債権回収の不行使の結果として、RPH 社が親会社となる可能性がある。また、下記（３）のとおり、RPH 社は、当社との連携を深めるため、市場内で本新株予約権を取得し、これを行使することにより、当社の親会社となる意向も有しているとのことですが、RPH 社が親会社になることにより、上記（１）②に記載の RPH 社と当社との新規事業における業務提携の効果がより得られるものと判断される。
- ⑦ 下記（３）及び（４）のとおり、本新株予約権無償割当て及び RPH 社による新株予約権の行使及びミネルヴァ債権回収の不行使の結果として、ミネルヴァ債権回収が当社の主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなる可能性がある。一方、下記（４）のとおり、ミネルヴァ債権回収とは、ホテル案件の紹介等を通して事業上の協力関係を継続していく方針であることから、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなることにより当社の企業価値が毀損されるとは言い難い。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対する上場型新株予約権の無償割当てという資金調達方法が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

なお、本新株予約権無償割当ては行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するものとなっております。この点、株主の皆様におきましては、ご注意くださいと存じ上げます。

（３）大株主の行使の見込み等

①RPH 社の方針

RPH社は、平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%（9,170,000株）を所有しております。RPH社は、当社グループの今後の方向性や事業ポートフォリオを考えた結果、事業展開、目指す方向性等が同じであり、今後さらなる連携をすることにより、互いにグローバル展開を視野に入れた事業領域拡大が図れると考へ、本新株予約権無償割当てによって割当てられる本新株予約権の全てを行使する旨を当社に対し通知しております。具体的には、RPH社は、①本新株予約権の行使期間の初日が到来後直ちに、同社が同日に有する本新株予約権の全てを行使する意向を有していること、②同社が本新株予約権を行使する場合は、行使する本新株予約権の数及び行使の時期を、当社に対して書面により通知すること、及び、③本日現在、同社が割当てを受ける予定の本新株予約権の行使に係る払込みに必要となる金額に足る十分な手元資金を有していることを、当社に対して書面により通知しております。

また、RPH社は、当社との連携を深めるため、市場内で本新株予約権を取得し、これを行使することにより、当社の親会社となる意向を有しているとのことです。具体的には、RPH社は、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを、当社に対して書面により通知しております。

なお、RPH社は、シンガポールを設立準拠法とする海外の会社であつて外国居住株主に該当しますが、RPH社による本新株予約権の行使について、シンガポール法その他の外国法令に基づく制限はありません。この点について、RPH社からは、本新株予約権の割当てを受け、これを行使することについて、当社がシンガポール法その他の外国法令に基づき本新株予約権無償割当てに関して登録又は届出を行うことは必要とされていないこと、その他RPH社が本新株予約権の割当てを受け、これを行使することについてシンガポール法その他の外国法令上の制限はないことについて、書面による通知を受けています。また、当社も、シンガポール法の弁護士より、本新株予約権の募集については株主割当てによるものであるため、RPH社が本新株予約権の行使を行ったとしても、当社にシンガポール法上の登録又は届出が必要とならないことを確認しております。

②ミネルヴァ債権回収の方針

ミネルヴァ債権回収は、平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合43%（11,879,100株）を所有し、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社ですが、本新株予約権無償割当てにより割り当てられた本新株予約権を行使せず、市場内で売却する方針です。具体的には、ミネルヴァ債権回収は、本新株予約権無償割当てにより同社が割当てを受ける本新株予約権を行使せず、その全てを本新株予約権が上場される金融

商品取引所の開設する市場において本新株予約権の上場期間内に売却する方針であり、当該方針を変更した場合は直ちに変更後の方針を当社に対して書面により通知することを、当社に対して書面により通知しております。

ミネルヴァ債権回収は、その子会社であるアイシス・パートナーズ株式会社による平成21年2月の当社社債の引受け、同年3月の当社社債債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）による第三者割当増資の引受け、その後の当社に対する貸付けとその借入債務の一部株式化（デット・エクイティ・スワップ）による第三者割当増資の引受け、及び平成22年12月1日に当社債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）による第三者割当によるA種優先株式の引受けを行う等、当社の再生を支援する為に支配株主等又は主要株主である筆頭株主及び親会社として支援をして来ましたが、当社が債務超過に陥る寸前の状態から、一定程度の純資産が積上る等、当社の再生が一定程度達成された現在、ミネルヴァ債権回収は平成24年12月5日にその保有する当社のA種優先株式をRPH社に譲渡して投資回収を行っており、これ以上の資金的な支援は同社の役割ではないと判断したとのことです。

なお、RPH社及びミネルヴァ債権回収は、いずれも、平成25年4月12日から本新株予約権の行使期間満了日後に本新株予約権の行使結果の適時開示を当社が行う時までには、当社の普通株式につき、(i)売却、担保設定、貸借取引、買取オプションの付与その他の譲渡又は処分を行わず、(ii)当社の普通株式に関する経済的利益につき、その全部又は一部を第三者に移転するデリバティブ取引その他の約定の締結を行わないことを、当社に対して書面により通知しております。

以上のとおり、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、RPH社は市場において買い付ける方針を、また、ミネルヴァ債権回収は市場において売却する方針を示しておりますが、RPH社による買付け又はミネルヴァ債権回収の売付けの時期、価格及び数量並びにRPH社が買い付けた本新株予約権の行使の時期及び数量は、RPH社又はミネルヴァ債権回収の判断によるものであって、当社として関知しないものであります。このようなRPH社又はミネルヴァ債権回収の行動は、本新株予約権又は当社普通株式の市場価格に大きな影響を及ぼすおそれがありますので、ご留意下さい。

(4) 本新株予約権無償割当て実施後の大株主の状況

①親会社の異動が生じる可能性

当社の平成25年3月21日現在の株主は、当社の総議決権に対する議決権割合43%（11,879,100株）を有するミネルヴァ債権回収、及び当社の総議決権に対する議決権割合33%（9,170,000株）を有するRPH社以外の株主は、議決権割合が2%以下という状況ですが、上記①及び②に記載のRPH社及びミネルヴァ債権回収の方針が実行されれば、遅くとも本新株予約権の行使期間満了日までの間に、RPH社が第1位株主、ミネルヴァ債権回

収が第2位株主となり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる可能性があります。

②親会社が異動した場合の当社への影響

当社は、RPH社とは、上記（1）①及び（3）①のとおり、事業の方向性、シナジー等良好な関係を維持しながら当社の経営を継続していくことが可能であると判断しております（なお、RPH社が当社の親会社となった後には、議決権の行使及び保有する当社普通株式の処分状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があり、また、RPH社との提携が計画通りに実行されるとの保証はない等のリスクがあります。）。なお、当社とRPH社との関係は、次のとおりとなります。

(i) 人事関係

平成25年3月6日に公表しておりますとおり、当社はRPH社との連携を強化するため、RPH社へ当社に対する役員の派遣を要請した結果、RPH社の取締役会長及び取締役CEOを当社の取締役候補者及びRPH社のCFOを社外監査役候補者として推薦され、同年4月24日（水）開催予定の臨時株主総会で株主の皆様の承認後に、それぞれ当社取締役及び当社社外監査役に就任することとなります。

(ii) 取引関係

新規事業に関するプレスリリースに記載のとおり、当社は、RPH社とホテル事業及びEコマース事業に関し、業務提携に関する基本合意書を締結し、これら事業を進めていく方針であり、本新株予約権無償割当てによる調達資金についても、上記（1）②のとおり、当該業務提携に基づくホテル事業等に充当することとなります。

(iii) 資本関係

上記（3）①のとおり、RPH社は、平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%（9,170,000株）を所有しておりますが、当社の親会社となる意向を有しており、上記のとおり、本新株予約権の行使期間満了日までの間に当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる可能性があります。

また、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなったとしても（本新株予約権無償割当てに係る本新株予約権の全てが行使された場合、行使期間経過後のミネルヴァ債権回収の持株比率は21.3%となる見込みです。）、同社とは引き続きホテル案件の紹介等を通して事業上の協力関係は継続していく方針です。

なお、当社は、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が判明した場合には直ちに適時開示を行います。

2. ライツ・オファリングの内容

(1) 無償割当の方法

平成25年4月30日（火）を基準日とし、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で株式会社フォント・ホールディングス第1回新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により割当てます。

（2）新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	株式会社フォント・ホールディングス 第1回新株予約権
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個あたり、当社普通株式1株
③新株予約権の総数	27,739,300個 ※割当基準日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	1株（1個）につき25円
⑤新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	1株（1個）につき12円50銭
⑥新株予約権の権利行使期間	平成25年6月7日（金）から 平成25年6月28日（金）まで（予定）
⑦新株予約権の株主様の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
⑧新株予約権の当社の取得事由	本新株予約権の取得事由は定めない。
⑨新株予約権の行使請求の方法	(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
⑩外国居住株主による本新株予約権の行使について	本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれ

	<p>に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。</p>
⑩その他投資判断上重要又は必要な事項	<p>(1) 当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします。（自己株式による交付は予定しておりません。）</p> <p>(2) 本書面並びに平成25年4月12日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（URL：http://info.edinet-fsa.go.jp/）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様自らの責任においてご判断ください（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。）。</p>

3. ライツ・オファリングの日程（予定）

日程	内容
平成25年4月12日（金）	取締役会決議 有価証券届出書提出
平成25年4月12日（金）	基準日設定公告
平成25年4月16日（火）	日刊新聞紙への公告
平成25年4月28日（日）	有価証券届出書による届出の効力発生日 （予定）
平成25年4月30日（火）	割当基準日※本新株予約権の割当対象とする株主確定日
平成25年5月1日（水）	本新株予約権無償割当の効力発生日 本新株予約権上場日

平成25年5月22日（水）	本新株予約権の株主割当通知書の送付日
平成25年6月7日（金）から平成25年6月28日（金）まで	本新株予約権行使期間
平成25年6月24日（月）	本新株予約権上場廃止日

（参考）上記のとおり、本新株予約権無償割当の割当基準日は平成25年4月30日（火）ですが、株式の売買後の振替手続の関係で、本新株予約権の割当てを受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、割当基準日の3営業日前の日（平成25年4月24日（水））までに買付けを行っていただく必要があります。

4. 調達する資金の額及び資金の用途等

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、平成25年4月12日（金）現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除く。）を基準として算出可能であります。株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の皆様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数のうち行使された本新株予約権の割合（以下「行使比率」といいます。）が100%（本新株予約権の総数27,739,300個が全て行使された場合）及び50%（本新株予約権の総数27,739,300個のうち、13,869,600個分が行使された場合）と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

なお、100%の行使比率のほかに、50%の行使比率を記載した理由は、上記「1.（3）大株主の行使の見込み等 ①RPH社の方針」及び「②ミネルヴァ債権回収の方針」のとおり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権を行使せず、市場内で売却する方針であること、及び平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%（9,170,000株）を所有するRPH社が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権に加え、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に規定する親会社をいうものと理解しております。以下同じ。）となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを書面により確認しているためです

（本新株予約権の行使比率が100%の場合）

①払込金額の総額 693,482,500円

②発行諸費用の概算額 39,700,000円

③差引手取概算額 653,782,500円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、業務委託報酬19,400,000円、弁護士報酬15,200,000円、登記費用5,100,000円その他諸費用からなります。

(本新株予約権の行使比率が50%の場合)

①払込金額の総額 346,000,000円

②発行諸費用の概算額 34,200,000円

③差引手取概算額 311,800,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、業務委託報酬16,400,000円、弁護士報酬15,200,000円、登記費用2,600,000円その他諸費用からなります。

(2) 調達資金の用途

本新株予約権の行使比率が100%及び50%と仮定した場合の調達資金の用途については以下のとおりであります。

100%の場合

具体的な用途	金額 (円)	支出予定時期
①当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社のSPCに対する出資持分の買取(これら出資に係る資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。)(注1)	603,782,500円	平成25年7月～9月
②Eコマース 開発費用 (音楽ダウンロードサイト 開発費用)	10,000,000円	平成25年7月～9月
③商品仕入買付け資金及び運転資金 (IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連の コスメティックグッズやア	20,000,000円	平成25年7月～12月

クセサリーに係る当社の買付け資金等)		
④Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

(注) 1. RPH社のノウハウを取り込んだリミテッドサービスホテルの開業に向けて、当社が出資する合同会社(SPC)を通じて沖縄県の既存ホテルを取得する予定です。沖縄県の既存ホテル取得費は1,050,000,000円、当該既存ホテル改装費は55,000,000円を予定しており、SPCは、当該既存ホテルの一般管理費として必要な95,000,000円との合計1,200,000,000円を銀行からの借入及び匿名組合出資により調達する予定です。本新株予約権無償割当てによる資金調達が可能な時期が、上記各費用を支払うべき時期より遅くなることが予定されていることから、SPCは、銀行からの借入により530,000,000円を調達するとともに、当初、当社から100,000,000円を、RPH社から570,000,000円を、それぞれ匿名組合出資により調達することを予定しており、行使比率が100%の場合、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、503,782,500円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です。

50%の場合

具体的な用途	金額 (円)	支出予定時期
①当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社によるSPCに対する出資持分の買取（これら出資にかかる資金をSPCは既存ホテル購入資金（沖縄県）、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。）（注1）	261,800,000円	平成25年7月～9月
②Eコマース 開発費用 （音楽ダウンロードサイト開発費用）	10,000,000円	平成25年7月～9月
③商品仕入買付け資金及び運転資金 （IQdeal社のサイトで販売す	20,000,000円	平成25年7月～12月

る“クール・ジャパン”関連の コスメティックグッズやア クセサリーに係る当社の買 付け資金等)		
④Eコマース事業等の新規事業 に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

- (注) 1. 本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が既に出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、161,800,000円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です。
2. 行使比率が50%の場合における上記資金調達額(311,800,000円)が達成されなかった場合におきましては、株式市況、消費者等のマーケット状況等を勘案した上で、比較的速やかに他の資金調達手法を検討する所存です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権無償割当てにより調達した資金につきましては、上記の「4. 調達する資金の額及び資金の使途等 (2) 調達資金の使途」に記載した資金使途を予定しており、収益力の安定化を図り、今後の成長基盤を確立することによって中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としていることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本新株予約権無償割当ては株主の皆様の利益に資するものと考えております。

6. 発行条件の合理性

(1) 行使価額の決定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株予約権無償割当てにおいては、当社を除く既存株主の全てに対して当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当て、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付されるものとなりました。

また、当社は、本新株予約権の1個あたりの行使価額を、1株あたり25円に設定いたしました。

本新株予約権の1個あたりの行使価額につきましては、本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額及び当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等、並びに既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様の本新株予約権を行使いただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案して決定しており、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えております。

その理由及び背景は、以下のとおりです。

①RPH社との協議過程

平成24年12月3日付プレスリリース「親会社であるミネルヴァ債権回収株式会社

が所有する当社A種優先株式の一部譲渡に関するお知らせ」に記載しておりますと
おり、当初、RPH社が譲り受けた1株当たりの金額は、3,850円（平成25年3月1日
を効力発生日として普通株式1株を100株にする株式分割を行う前の価格）（なお、
算定根拠は平成24年10月中旬～11月中旬の平均株価の約90%）でありました。

そして、RPH社がミネルヴァ債権回収から優先株式を譲り受けた後、当社とRPH社
が今後の当社の新規事業としてホテル事業について協議していく中で、上記の1株
当たり3,850円（平成25年3月1日を効力発生日として普通株式1株を100株にする
株式分割を行う前の価格）の約65%を行使価額としてライセンス・オフリングによる
資金調達を行うことを前提として、ホテル事業に係る事業計画を作成してまいりま
した。また、かかる経緯を踏まえて、RPH社による本新株予約権の行使可能性の観点
から、行使価額を25円としております。

②ホテル事業をはじめとする新規事業等に係る事業計画と必要資金

上記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等（2）調達資金の用途」のとおり、
当社はホテル事業を開始するに当たり、SPCを通じて沖縄の既存ホテルを取得する予
定です。当該ホテルの取得価額は1,050百万円（SPCは、銀行からの借入530百万円、
当社及びRPH社からの匿名組合出資520百万円により資金調達する予定）であり、ま
た、ホテル事業は装置産業であり、長期に固定化する資金となるため、かかる性質
の資金については、一部は借入でまかなえるものの、一部は自己資本でまかなうこ
とが望ましく、取得価額を自己資本でまかなう必要があります。また、上記「4.
調達する資金の額及び資金の用途等（2）調達資金の用途」のとおり、当社はホテ
ル事業をはじめとする新規事業等に係る事業計画に係る資金を調達する必要があります。

③直近株価との関係

本新株予約権の行使価額である25円は、本新株予約権の発行決議日前日である平
成25年4月11日の当社普通株式の普通取引終値である425円に対して5.88%、同日か
ら遡る過去1か月間（平成25年3月11日から平成25年4月11日まで）の本株式分割
を考慮した普通取引終値の単純平均値356.3円に対して7.02%、同日から遡る過去3
か月間（平成25年1月10日から平成25年4月11日まで）の本株式分割を考慮した普
通取引終値の単純平均値272.54円に対して9.7%、同日から遡る過去6か月間（平成
24年10月10日から平成25年4月11日まで）の本株式分割を考慮した普通取引終値の
単純平均値172.48円に対して14.49%にあたります。

上記のとおり、行使価額を市場における株価と比較した場合、本新株予約権の行
使価額は相当程度ディスカウントされたものとなっております。

もともと、ミネルヴァ債権回収及びRPH社が当社の発行済株式総数の約75%を保有
しているために、市場に流通する浮動株式の割合が小さく出来高が少ないこと等も
あり、当社の株価は、平成24年から本日までの間に急激に変動しております。当社

の平成25年9月期における当社の株価は、平成24年10月9日に3,740円（本株式分割前）を最安値として、平成25年2月28日には669円（本株式分割後）を最高値としており、その間、約5か月弱の間に株価が約17.9倍となる等、株価の騰落及び変動率は著しく大きい状況にあります。特に、本株式分割に係る基準日の公表日後、本株式分割の効力発生日までの間には、証券取引所の定める値幅制限の上限までの株価上昇が13回、値幅制限の下限までの株価下落が3回生じる等の状況にありました。

そして、日本での他社におけるノンコミットメント型のライツ・オファリング事例と同じ程度（他社の発行決議日直前取引日における当該他社普通株式の普通取引の終値の55%前後）の割引率により行使価額を設定した場合には、当社株価の急激な騰落及び変動率の大きさから、既存株主の皆様が本新株予約権の行使を行いにくい状況にあります。そこで、今回の新規事業開始に伴う資金調達については、新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方々にも幅広く享受していただきやすい制度設計であるべきとの考え方により、直近の当社普通株式の普通取引の終値に比して相当程度ディスカウントを行うべきであるとの判断に至りました。

< 株価の推移表（参考） >

過去5年間の状況（期末）

決算年月	平成20年 8月期	平成21年 8月期	平成22年 8月期	平成23年 8月期	平成24年 8月期
最高(円)	17,650	12,000	3,550	12,620	11,000
最低(円)	6,170	1,730	1,372	1,450	3,765

最近6カ月の状況

	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月
最高 (円)	4,970	10,840	16,800	15,000	669	467
最低 (円)	3,730	4,025	7,600	8,630	115	312
終値 (円)	4,490	10,840	8,200	11,890	502	370

(注) 1. 平成25年2月の数字は、本株式分割を考慮しており、本株式分割の権利落ち日前の株価については100分の1の値となっております。

2. 平成25年4月（平成25年4月11日現在）の株価は、最高：427円、最低：373円、終値：425円となっております。

上記①のとおり、RPH社がミネルヴァ債権回収から優先株式を譲り受けた後、当社とRPH社が今後の当社の新規事業としてホテル事業について協議していく中で、上記の1株当たり3,850円（平成25年3月1日を効力発生日として普通株式1株を100株にする株式分割を行う前の価格）の約65%を行使価額としてライツ・オファリングによる資金調達を行うことを前提としているものの、上記②及び③のとおり、本新株予約権無償割当ては当社グループの企業価値、引いては株式価値の向上を目的として実施するものであり、かつ、上記1.（2）のとおり、希薄化への影響に対する配慮として既存株主への新株予約権無償割当ての方法によることとし、上記③のとおり新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方にも幅広く行使して頂きやすくし、行使されない場合であっても市場における売買を可能とする上場型の新株予約権とすることにより、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案して発行条件を決定しており、本新株予約権無償割当ての発行条件は合理的であると考えております。

なお、本新株予約権無償割当ては全ての株主の皆様に対して本新株予約権を割り当てる方法により行われるため、行使価額の高低にかかわらず会社法上の有利発行規制は適用されず、取締役会決議により適法に行うことができます。

（2）親会社の異動と権利行使価格

上記1.（4）のとおり、本新株予約権無償割当ての結果、当社の親会社はRPH社となる可能性があります。RPH社が当社の親会社となるためには、RPH社が公開買付けにより株式の買付けを行うことも考えられますが、公開買付けによる場合は当社が資金調達を行うことができず資金調達により財務基盤の安定を図るという当社の目的を達成することはできません。また、RPH社が当社より普通株式の第三者割当を受けることによりRPH社が当社の親会社となることも考えられますが、この場合はRPH社以外の株主に割当を受ける機会が与えられず、希薄化による影響が大きくなることが懸念されます。また、RPH社が親会社になるための費用は、公開買付価格又は第三者割当における払込金額によって大きく変わりますが、公開買付けについては大株主であるミネルヴァ債権回収と合意することにより時価から相当程度ディスカウントした価格を公開買付価格とすることも可能であります（なお、RPH社は平成24年12月5日に当社の株式を譲り受け、同日にミネルヴァ債権回収がA種優先株式を普通株式に転換しており、当該転換を前提とすると、その時点でのRPHの株券等所有割合は3分の1以下であり、公開買付けは不要であったと理解しております。また、本新株予約権無償割当てに際しての公開買付規制の適用は、①本新株予約権の当初の割当ては無償で行われるため「買付け等」には該当しないこと、②RPH社をはじめとする株主が本新株予約権の行使によって当社の新規発行株式を取得する行為は、急速な買付け等（金商法27条の2第1項4号）における「新規発行取得」には該当するものの、すでにRPH社による市場外における買付け等から3か月以

上経過しているため、急速な買付け等は適用されないこと、③RPH 社が追加で本新株予約権を市場内で取得することについても急速な買付け等は適用されず、他に強制公開買付の規定は適用されないため、いずれの場面においても公開買付規制の適用は無いことと理解しております。もっとも、上記については、当社としての推測にすぎず、当社としては RPH 社の特別関係者を含めた株券等所有割合やその他公開買付けの要否に関する検討について判断すべき立場にはないと認識しております。)。また、第三者割当についても RPH 社及びミネルヴァ債権回収による賛成を得て株主総会の特別決議を経ることにより、時価から相当程度ディスカウントした価格を払込金額とすることも可能です。

本新株予約権無償割当てにおいては、最近の当社普通株式の市場価格よりも相当程度低い行使価額が設定されており、上記（１）①のとおり、RPH 社がミネルヴァ債権回収から優先株式を譲り受けた後、当社と RPH 社が今後の当社の新規事業としてホテル事業について協議していく中で、上記の 1 株当たり 3,850 円（平成 25 年 3 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株を 100 株にする株式分割を行う前の価格）の約 65%を行使価額としてライツ・オファリングによる資金調達を行うことを前提としているものの、本新株予約権無償割当てにおける本新株予約権の行使価額は、上記 6.（１）のとおり、当社として事業に必要な資金を踏まえて、新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方々にも幅広く享受していただきやすい制度設計であるべきとの考え方により決定したものであり、合理的なものであるものと判断しております。

7. 親会社の異動を伴うノンコミットメント型ライツ・オファリングを行う必要性

上記 1.（２）のとおり、当社は、本新株予約権無償割当ての決定に際し、本新株予約権無償割当てと他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、本新株予約権無償割当ては、当社株式の取引状況・既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ、新規事業に係る資金調達を行い財務基盤を安定させることとなる方法であること、その結果として RPH 社が親会社となり、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなる可能性があるが、そのことは企業価値の向上に資するとともに、不利益とはならないことから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択しました。

本新株予約権無償割当ては、行使価額が時価よりも相当程度低いものであり、また、親会社の異動が生じる可能性があることから、慎重に手続を行うための方法を検討いたしました。当社は、平成 25 年 4 月 24 日に臨時株主総会を開催する予定ですが、その招集通知は同月 9 日に発送しているため、その内容として本新株予約権無償割当ての概要を記載することにより当該臨時株主総会において株主総会の決議等による株主の意思確認を行うことはできなかったことから、本新株予約権無償割当ての必要性及び相当性について、当社の経営から一定程度独立した社外取締役貝塚志朗及び社外監査役藤田誠司から、本新株予約権無償割当てを決議した当社取締役会において意見を頂きました。当

該意見では、具体的には、①当社の置かれる市場の状況や財務状況等に鑑みれば、リミテッドサービスホテルの運営事業の開始及びEコマース事業の開始は、当社の収益基盤を強化し、今後の当社グループの企業価値の向上に資するものである一方、新規事業に必要な資金の一部を自己資本で調達することによって、当社の投資に伴う財務上のリスクを抑え、当社の財務基盤を安定させることとなる等の事情から、資金調達の必要性があり、②他の資金調達手段と比較すると、当社の財務基盤を安定させ、既存株主に対して希薄化の影響を与えず、また新株予約権を市場で売却する機会を与えること、RPH社が親会社となる意向を有していることが認められるもののRPH社が親会社となることは当社の企業価値向上に資するとの判断は合理的であり、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなる可能性があることにより当社の企業価値が毀損されるとは言い難いこと等の事情から、本新株予約権無償割当てを選択することに相当性があり、かつ、③本新株予約権無償割当てにおける本新株予約権の行使価額は、市場における株価と比較して相当程度ディスカウントされたものであるが、新規事業等に係る事業計画において当社が調達する必要がある資金の額から算出されたものであり、また本新株予約権の行使価額を低く抑えることにより既存株主による本新株予約権の行使をよりしやすくし、既存株主が新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を幅広く享受できることとなる設計としていること、外国居住株主による行使制限についても当該制限は株主平等の原則に違反するものではないこと等の事情から、本新株予約権無償割当ての発行条件の内容は相当性があるとされています。なお、本新株予約権無償割当ては、上記臨時株主総会における発行可能株式総数を増加させる定款変更議案の承認を前提としていることから、当該議案の臨時株主総会での説明に際して、本新株予約権無償割当てに関する説明もあわせて行う予定です。

8. 業績に与える影響

当該事項が、平成25年8月期の業績に与える影響につきましては、現在精査中でありますが、判明次第速やかにお知らせいたします。

9. 潜在株式による希薄化情報等

平成25年4月12日現在における当社の発行済株式数は27,789,400株であり、そのうち当社は保有する自己株式は50,100株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は27,739,300株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は99.8%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じてられるため（平成25年4月30日（火）において、当社株主の権利を有する株主様につきましては、平成25年5月22日（水）頃に、本新株予約権割当状況に関する通知書が、各株主様がお取引の証券会社様にご登録頂いている住所宛てに届く予定です。）、割当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当

該株主様が有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は株式会社大阪証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部または一部を補う機会が得られることが期待されます。

ただし、割当てられた本新株予約権の一部または全部につき行使を行わなかった場合、さらに、大阪証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該持分比率について希薄化が生じる可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年4月12日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	27,789,400	100%
現時点における潜在株式数	—	—
現時点における自己株式数	50,100	0.18%
本新株予約権に係る潜在株式数	27,739,300	99.8%

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

10. 当社自己株式の取扱いについて

平成25年4月12日現在、当社は50,100株の自己株式を保有しておりますが、本新株予約権の行使により交付する株式として処分せず、本新株予約権の行使により交付される株式は、全て当社が新たに発行する株式といたします。

11. 各株主様のお取引について

本新株予約権が割当てられた各株主様におきましては、本新株予約権の行使による当社株式の取得若しくは大阪証券取引所等を通じた売却の何れかの方法がございます。

なお、外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させて頂くこととなります。

外国居住の株主様に対する当該制限については、平成23年9月16日金融庁公表の「開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告～ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」を踏まえて、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社と致しましては、（i）外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要があり得る特定外国の当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、（ii）本新株予約権無償割当てにおいては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れる

ことに鑑み、また、本新株予約権無償割当てにおける外国居住株主様の行使の制限は上記報告書に沿った内容となっていることも勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

なお、かかる検討に際しては、橋元綜合法律事務所（東京都中央区 弁護士 鈴木道夫氏）より、本新株予約権無償割当てにおける外国居住株主による新株予約権の行使制限は日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使にかかる株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供頂き、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認出来た場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせて頂く場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行って頂くこととなります。

本新株予約権無償割当てについて例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先（050-5808-5551）（平成25年4月15日より電話番号が変更になります、新しい電話番号は、TEL050-5835-0966）までお電話で相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

12. 本新株予約権の買付け希望の投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される投資家様につきましては、まずは各自でお取引先証券会社までお問い合わせください。お取引先証券会社で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合には、当該業務を受け付けている他の証券会社に新たに口座を開設し、お取引をしていただく必要があります。また、本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させて頂く予定でございます。

13. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

（1）最近3年間の業績

回次	平成22年8月期	平成23年8月期	平成24年8月期
----	----------	----------	----------

売上高 (千円)	1,620,119	2,292,554	2,023,727
経常利益 (千円)	△440,749	194,532	37,333
当期純利益 (千円)	△313,861	185,151	37,981
包括利益 (千円)	—	185,151	35,744
純資産額 (千円)	△132,598	257,424	295,618
総資産額 (千円)	628,261	1,289,921	936,120
1株当たり純資産額 (円)	△818.65	324.45	558.95
1株当たり当期純利益 (円)	△2,170.90	744.73	136.92

※当社は、平成25年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を実施しております。

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当によるA種優先株式発行

割当日	平成22年3月16日
調達資金の額	62,488,026円
募集時における発行済株式数	130,079株
当該募集による潜在株式数	32,394株
割当先	アイシス・パートナーズ株式会社
現時点における行使状況	32,394株
現時点における潜在株式数	0株
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	平成22年3月～8月
現時点における充当状況	平成22年8月期の運転資金へ充当

②第三者割当によるA種優先株式発行

割当日	平成22年12月1日
調達資金の額	204,872,275円
募集時における発行済株式数	162,473株
当該募集による潜在株式数	115,421株
割当先	アイシス・パートナーズ株式会社
現時点における行使状況	115,421株
現時点における潜在株式数	0株
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	平成22年12月～平成23年5月

現時点における充当状況	平成23年8月期の運転資金へ充当
-------------	------------------

(3) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況(期末)

	平成20年 8月期	平成21年 8月期	平成22年 8月期	平成23年 8月期	平成24年 8月期
最高(円)	17,650	12,000	3,550	12,620	11,000
最低(円)	6,170	1,730	1,372	1,450	3,765

②最近6カ月の状況

	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月
最高(円)	4,970	10,840	16,800	15,000	669
最低(円)	3,730	4,025	7,600	8,630	115
終値(円)	4,490	10,840	8,200	11,890	502

※平成25年2月の数字は、本株式分割を考慮しており、本株式分割の権利落ち日前の株価については100分の1の値となっております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成25年4月11日
始値	418
高値	427
安値	373
終値	425

以上

※ご注意

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成25年4月12日付提出の有価証券届出書（URL：<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておられません。）。この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

【ご参考】

第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社フォンツ・ホールディングス第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の割当ての方法により、平成25年4月30日(以下「割当基準日」という。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てる(以下「本新株予約権無償割当て」という。)

3. 本新株予約権の総数

割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成25年5月1日

5. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式1株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、25円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成25年6月7日から平成25年6月28日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（2001年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内1-4-1
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年4月24日開催予定の当社臨時株主総会における定款一部変更の件（1）の承認を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。